

令和7年1月20日

受験生の皆さまへ

大阪体育大学浪商高等学校
校 長 工藤 哲士

令和7年度入学試験時の感染症対応について(お知らせ)

寒冷の候、受験生の皆さまにおかれましては益々ご清栄のことと存じます。

平素は本校の教育推進にご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件について下記のように対応いたしますので、ご理解ご協力をお願いします。なお、在籍中学校からのご連絡で対応させていただきますので、インフルエンザ症状及び新型コロナウイルス感染症の結果に対する医療機関等の診断書の提出は必要ありません。

記

1. 受験を認めない場合

(1) 以下の①～②に該当する場合

- ① 学校保健安全法で出席停止が求められている感染症に罹患し治癒していない場合。(裏面表1参照)
- ② 試験当日に発熱(37.5度以上)や咳等の風邪症状がある場合。

(2) 連絡方法と内容について

- ・ 在籍中学校から、受験者名・受験番号・理由等を本校へご連絡ください。

(3) 別日受験の日程について

- ① 令和7年2月16日(日)に実施します。午前8時40分本校に集合してください。

(4) その他

- ・ 受験料及び出願時の書類は、提出頂いたものを使用します。

2. 別室受験を認める場合(要事前連絡)

(1) 以下の①～②に該当する場合

- ① すでに医療機関に受診し、感染症に罹患していないと診断された場合。
- ② その他、けが等で別室受験を希望される方。

(2) 連絡方法と内容について

- ・ 在籍中学校から、受験者名・受験番号・理由等を本校へご連絡ください。

3. 受験生の皆様へのお願い

(1) 入試前日までに対応していただくこと

- ・ 入試日の1週間以内に発熱・咳等の症状がある場合は、医療機関を受診し治療してください。

(2) 入試当日に対応していただくこと

- ・ 急に体調の異変を感じた場合は速やかに申し出てください。

4. その他

- ・ 受験に関してのご質問等は、入試対策室(電話：072-453-7972)に、お電話ください。

《表 1》

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準(学校保健安全法施行規則第18・19条) 分類

	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症 ※重症急性呼吸器症候群は病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。 ※中東呼吸器症候群は病原体がMERSコロナウィルスであるものに限る。 ※特定鳥インフルエンザは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は第一種の感染症とみなす。
第二種 感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	（条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患）	
	溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例：アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）